

大阪府営住宅内自動販売機設置事業者募集要項（第 2 4 回）

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室が行う自動販売機設置事業者(以下「設置事業者」という。)の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 公募物件（5管内計 26団地29台）

（1）大阪府営住宅枚方管理センター管内（4団地5台）

物件番号	団地名	所在地（住居表示）	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料（年額）	備考
1 -1	牧野北	枚方市牧野北町	1,265	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】
1 -2	牧野北	枚方市牧野北町	1,265	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】 ※集会所
2	枚方津田第2	枚方市大峰南町	244	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】
3	交野梅ヶ枝	交野市梅が枝	805	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】
4	交野梅が枝第2	交野市梅が枝	216	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】

（2）大阪府営住宅寝屋川管理センター管内（3団地3台）

物件番号	団地名	所在地（住居表示）	管理戸数	設置面積	台数	最低使用料（年額）	備考
5	寝屋川打上	寝屋川市梅が丘1丁目	484	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】
6	寝屋川御幸西	寝屋川市御幸西町	465	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】
7	門真四宮	門真市北岸和田2丁目	266	1㎡ 未満	1台	17,300円	土地 【再募集】

(3) 大阪府営住宅堺東管理センター管内 (7団地7台)

物件 番号	団地名	所在地 (住居表示)	管 理 戸 数	設 置 面 積	台数	最低使用料 (年額)	備 考
8	金岡東第5	堺市北区新金岡町4丁	881	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
9	八田西町	堺市中区八田西町2丁	490	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
10	深井沢町	堺市中区深井沢町	170	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
11	堺草部	堺市西区草部	260	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
12	堺福田	堺市中区福田	476	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
13	堺寺地	堺市堺区寺地町西2丁	51	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】
14	美原北余部	堺市美原区 北余部西4丁目	586	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】

(4) 泉北ニュータウン管理センター管内 (5団地6台)

物件 番号	団地名	所在地 (住居表示)	管 理 戸 数	設 置 面 積	台数	最低使用料 (年額)	備 考
15	宮山台第2	堺市南区宮山台2丁	220	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】
16	高倉台第1	堺市南区高倉台1丁	605	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
17	若松台第1	堺市南区若松台1丁	650	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
18 -1	三原台第1	堺市南区三原台1丁	1,525	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
18 -2	三原台第1	堺市南区三原台1丁	1,525	1 m ² 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所

物件 番号	団地名	所在地（住居表示）	管 理 戸 数	設 置 面 積	台数	最低使用料 （年額）	備 考
19	槇塚台第1	堺市南区槇塚台1丁	1,128	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所

(5) 大阪府営住宅泉大津管理センター管内（7団地8台）

物件 番号	団地名	所在地（住居表示）	管 理 戸 数	設 置 面 積	台数	最低使用料 （年額）	備 考
20- 1	岸和田天神山	岸和田市天神山町1丁目	580	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
20- 2	岸和田天神山	岸和田市天神山町1丁目	580	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
21	泉大津小松	泉大津市小松町	82	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
22	貝塚久保	貝塚市久保	420	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
23	貝塚三ツ松第2	貝塚市三ツ松	450	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
24	和泉繁和	和泉市繁和町	268	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
25	高石綾園	高石市綾園3丁目	284	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所
26	東鳥取石田	阪南市石田	1,200	1㎡ 未満	1台	17,300円	土 地 【再募集】 ※集会所

※ 管理センター単位で募集します。なお、複数の管理センターに応募することは可能です。

* 設置面積には、使用済み容器の回収ボックスを含みません。

- * 備考欄に「集会所」と記載ある場合は、「集会所」からの電気供給が可能であることを示しています。設置後の電気代の精算については、自治会と協議してください。これら以外は、原則として設置事業者が供給事業者と直接契約するものとします。（電気引込工事等は設置事業者が負担）
- * 備考欄に「【再募集】」と記載ある物件は、現在、事業者が自動販売機を設置している物件で、平成30年3月31日が使用許可期限となっているため、平成30年4月1日以降の設置事業者を募集する物件です。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ⑥ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から⑥までのいずれにも該当しない者（①から⑥までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後3年を経過した者を含む。）であること。
 - ① 大阪府との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 大阪府が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が大阪府と契約を締結すること又は大阪府との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定により大阪府が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて大阪府との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。（該当についてのみ）。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号又は大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4項の規定に該当しない者であること。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体に該当しない者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。かつ、最近1事業年度の消費税、地方消費税を完納していること。

3 公募条件等

(1) 使用料等

① 使用許可の期間

使用許可の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日とします。

平成31年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、当初大阪府が設定した公募条件を変更しないことを条件として1年毎に申請を行うことにより、最長、平成35年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと大阪府が判断した場合に限ります。

② 使用料

管理センター単位で設置事業者として決定した者が提示した応募価格をもって年額使用料とします。

使用料は、大阪府の発行する納入通知書により、大阪府の指定する期限までに全額納入してください。

※ 納期限を過ぎて納付した場合、延滞金が発生しますのでご注意ください。

③ その他必要経費等

自動販売機の設置（電気引込工事を含む）及び撤去に要する工事費、移転等の一切の費用は設置事業者の負担とします。

また、光熱水費は、設置事業者の負担とします。

自動販売機の設置等に伴う工事に際しては事前に大阪府と協議するとともに、各団地自治会に工事内容及び工事日程を説明し、工事中は入居者や通行人の安全に努めること。

なお、集会所など、既存の電気設備から分岐する場合は、子メーターによる電気料金の精算を原則とし、自治会等と工事方法や精算方法等について協議の上、設置してください。

④ 設置条件

○ 設置位置は、設置図に示していますので、その箇所に設置してください。

○ 夜間は消灯可能な自動販売機を設置してください。消灯時間帯は、自治会と協議してください。

(2) 使用上の制限

次のことを遵守してください。

① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料を確実に納付すること。

② 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと。

③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

④ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、大阪府の指示に従うこと。

⑤ 酒類の販売は行わないこと。

⑥ 販売品目は飲料品（乳飲料を含む。）とし、標準小売価格より高い価格で販売しないこと。

⑦ できる限り平成29年度大阪府グリーン調達方針に適合した自動販売機の設置に努めること。

〈参考〉 大阪府グリーン調達方針のホームページアドレス

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenhotatsu.html>

⑧ 次に示す販売品目の条件を満たすこと。

(3) 販売品目の条件

販売する商品は、缶又はペットボトル（ビンは不可とする）など密閉式の容器とし、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を含むこと。

(4) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個以上回収ボックスを設置するとともに設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。ただし、自治会からアルミ缶等について再利用したい旨の申し出があった場合は、受諾すること。その際、回収・処分方法について自治会と協議すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については設置事業者の責において対応すること。
また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。
- ⑥ 自動販売機付近に放置された空き缶を処理すること。
- ⑦ 大阪府が自治会等と協議を行うにあたって、設置事業者に協力を求める場合は協力すること。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了又は許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。

なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大阪府に請求することができません。

また、府営住宅指定管理者等が行う補修等工事や地元府営住宅自治会等の特別な事情により、自動販売機の移設若しくは自動販売機による商品の販売を一時的に中止しなければならない場合は、これに応じてください。

なお、自動販売機の移設若しくは自動販売機による商品の販売の一時中止に伴う事業者損失について、府はその責を負いません。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 平成30年1月31日（水）～平成30年2月1日（木）必着

送り先 〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ 宛

持参する場合

申込受付期間 平成30年1月31日（水）～平成30年2月1日（木）

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

提出先 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）26階

大阪府住宅まちづくり部 住宅経営室 施設保全課 資産活用グループ

(2) 必要な書類（各1部）

- ① 応募申込書(大阪府所定様式)
- ② 誓約書①(大阪府所定様式)
- ③ 誓約書②(大阪府所定様式)
- ④ 販売品目（大阪府所定様式）
- ⑤ 2-(3)にかかる許認可等の免許証の写し
- ⑥ 設置を希望する自動販売機のカatalog

(3) その他

電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。

5 設置事業者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、各管理センター単位で設置事業者を決定します。
- (2) 管理センター管内の公募物件について、大阪府が設定する最低使用料以上の額で、それぞれの公募物件に応募し、かつ、その応募価格の合計が最高となる価格で応募申し込みを行った者を、当該管理センター管内の公募物件にかかる設置事業者とします。

例えば、大阪府営住宅枚方管理センター管内の設置事業者は次のとおり決定します。
大阪府営住宅枚方管理センター管内の公募物件番号1～4番の全てについて大阪府が設定する最低使用料以上の価格で応募し、かつ公募物件1～4番の応募価格の合計が最高となる価格で応募申し込みをされた方を、大阪府営住宅枚方管理センター管内の公募物件1～4にかかる設置事業者とします。
他の管理センター管内の公募物件についても、同様の方法で設置事業者を決定します。

なお、販売品目の売値は、審査の対象となりません。

(3) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いのもと、くじにより決定します。（平成30年2月2日(金)を予定しています。当該応募者に連絡します。）

(4) 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課ホームページに決定金額及び設置事業者の氏名(法人の場合法人名)を掲載します。

(5) その他

設置事業者の決定は、平成30年2月6日(火)の予定。

6 大阪府警察本部への個人情報提供

- (1) 設置事業者決定した者が法人の場合で、大阪府から提出の求めがあったときは、決定後速やかに履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書及び役員名簿(住所、氏名、読み仮名、生年月日、性別がわかるもの)を提出してください。

(2) 設置事業者に決定した者が、大阪府暴力団排除条例第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であることを確認するため、大阪府は、同条例第24条第2項の規定に基づき、決定者から提出のあった履歴事項全部証明書、現在事項全部証明書、役員名簿及び誓約書により収集した個人情報を大阪府警察本部に提供します。

7 使用許可申請の手続き

設置事業者に決定した者は、平成30年2月19日(月)までに、行政財産使用許可申請書を応募した物件の各管理センターに提出してください。

併せて、「2 応募資格要件」(6)に記載する税の納付の証明として、府税事務所の発行する全税目の納税証明書(「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」の納税証明書)と税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(いずれも発行日から3か月以内のものに限る。)を提出してください。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 重要な変更

本要項において、重要な変更等があった場合は大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課ホームページに掲載します。

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jutaku/youchikashitsuke/index.html>

10 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

大阪府住宅まちづくり部住宅経営室施設保全課資産活用グループ 担当：西森、武本
大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 26階
電話06-6941-0351(代表) 内線4346